

J Aひろしま安芸高田訪問介護事業所（障がい者）運営規程

（事業の目的）

第1条 ひろしま農業協同組合が開設するJ Aひろしま安芸高田訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障がい者総合支援法（以下「法」という。）に基づく障がい福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 障がい福祉サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況、及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

2 事業の運営に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町や他の障がい福祉サービス事業所、地域の保健・医療・福祉サービス事業所等と綿密な連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名称 J Aひろしま安芸高田訪問介護事業所
- (2) 所在地 広島県安芸高田市美土里町横田1 4 7 6 番地3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する障がい福祉サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者及び家族等に説明を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5人以上（常勤換算）
訪問介護員等は、居宅介護計画等に基づき、障がい福祉サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後8時までとする。
ただし、窓口開設時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（主たる対象者）

第6条 事業所において、提供する障がい福祉サービスの主たる対象者は次の各号のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 入浴の介護
 - エ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 洗濯
 - ウ 掃除
 - エ その他日常生活に必要な家事の援助
- (4) 通院のための乗車又は降車の介助
- (5) 生活等に関する相談及び助言
- (6) 重度訪問介護
- (7) 緊急時の受入れ・対応
介護者の急病、利用者の状態変化等の緊急時の受入れ及び医療機関等への連絡等、必要な対応を行う。
- (8) 地域の体制づくり
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。
- (9) その他の生活全般にわたる援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、障がい福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた利用者から、市町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障がい福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規程により算定された介護給付費の額に100分の90乗じて得た額の支払を受ける。
- 3 事業所は、次条に定める通常の実施地域以外の地域において障がい福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費については、利用者の同意を得てから自動車で路程1km当たり20円の実費を徴収する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者等の同意を得る。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、安芸高田市、北広島町（川戸、蔵迫、有間、寺原、舞綱、中山、惣森、川東、川井、新氏神、壬生、川西、丁保余原、新郷、南方、木次、石井谷、本地、春木、古

保利、有田、後有田、今田、宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚) の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、サービスを提供中に、利用者の疾病等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医、介護支援専門員に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。又、緊急事態に際した措置を記録する。

(事故発生時の対応方法)

第 11 条 従業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者へ報告する。又、事故の状況及び事故に際した措置を記録する。

2 事業所は、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じて損害賠償の対応にあたる。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、提供したサービスに係る利用者又は家族等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し必要な措置を講じる。又、苦情に対応した措置を記録する。

2 事業所は、提供したサービスに係る利用者又は家族等からの苦情に関し、法の定めるところにより、市町又は県が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町及び県の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町又は県が行う調査に協力するとともに、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者又は家族等からの苦情に関し、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、障がい福祉サービス提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族等の了解を得る。

(衛生管理等)

第 14 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、感染症の予防及びまん延を防止するために、次の各号の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備と必要に応じた見直し
- (2) 定期的な委員会の開催 (テレビ電話装置等を活用して行うことができる)
- (3) 感染防止に関する責任者 (事業所管理者及び担当者) の選定
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための指針の整備と必要に応じた見直し

- (2) 定期的な委員会の開催及び虐待発生時における臨時の委員会の開催、従業員へ結果の報告
(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)
 - (3) 虐待防止に関する責任者（事業所管理者及び担当者）の選定
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 利用者及びその家族等からの通報に対応する体制の整備
 - (6) 従業員に対し、虐待防止の啓発・普及を目的とした研修の定期的な実施
- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

(身体的拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第 17 条 事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の各号の措置を講じる。

- (1) 従業員に対しハラスメント防止要領の周知・啓発
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のための必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、又は早期に再開するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(自然災害時における従業員の安全確保)

第 19 条 事業所は、自然災害時における従業員の安全確保のため、次の各号の処置を講じる。

- (1) 従業員の人命保護を最優先に行動する。
- (2) 業務継続計画に基づき、管理者の指示を仰ぐ。
- (3) 利用者の居住地に警戒レベル4「避難指示」が発令された場合は、状況により自宅への訪問は行わず、電話連絡等により安否確認などの対応を行う。
- (4) 事業所のサービス提供地域の被害状況により、上記以外の場合においても事業の実施・休止について検討する。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次の各号のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 3 回

(3) その他の研修

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密は保持すべき旨をあらかじめ書面により得る。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、障がい福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定めのない事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、組合長が定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 2 前項にかかわらず、実質的な内容の変更を伴わない第4条に係る従業者の員数変更等については、組合長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

この規程の変更は、令和5年7月1日から適用する。

この規程の変更は、令和6年4月1日から適用する。

この規程の変更は、令和6年8月5日から適用する。

この規程の変更は、令和8年6月1日から適用する。